

地 域 指 定 年 度	昭 和 4 8 年 度
整 備 計 画 策 定 年 度	昭 和 4 8 年 度
変 更 年 度	昭 和 5 1 年 度
変 更 年 度	昭 和 6 3 年 度
変 更 年 度	平 成 7 年 度

砥部農業振興地域整備計画書

平成13年 12月 変更

愛媛県伊予郡砥部町

目 次

第1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
ア 土地利用の構想	1
イ 農用地区域の設定方針	2
(2) 農業上の土地利用の方向	2
ア 農用地等利用の方針	2
イ 用途区分の構想	3
2 農用地利用計画	3
第2 農業生産基盤の整備開発計画	3
1 土地基盤の整備及び開発の方向	3
2 土地基盤整備開発計画	4
3 森林の整備その他林業の振興との関連	5
4 他事業との関連	5
第3 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	5
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	5
(1) 中核的農家の農業経営の目標	5
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	7
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	7
3 森林の整備その他林業の振興との関連	7
第4 農業近代化施設の整備計画	8
1 農業近代化施設の整備の方向	8
2 農業近代化施設整備計画	10
3 森林の整備その他林業の振興との関連	10
第5 農業従事者の安定的な就業の促進計画	11
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	11
2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	11
3 森林の整備その他林業の振興との関連	11
第6 生活環境施設の整備計画	12
1 生活環境施設の整備の目標	12
2 生活環境施設の整備計画	12
3 森林の整備その他林業の振興との関連	12
4 その他の施設の整備に係る事業との関連	12

第7 付 図

1 土地利用計画図（付図1号）

別 記 農用地利用計画	13
(1) 農用地区域	13
ア 現況農用地等に係る農用地区域	13
(2) 用途区分	23

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本地域は愛媛県の中央部に位置し、東経132°45'～133°00' 北緯33°40'～33°45' にあたり南は上尾峠を境に広田村、西は、伊予市に隣接し、北は重信川を隔て県都松山市に接しており、県庁から南方6キロメートルの地点に広がる。

東西4.5キロメートル、南北11.5キロメートル、面積57.20平方キロメートルであり、地形は概ね平坦地と山間部が相半ばしており、南に障子山がそびえ、南北に貫流する砥部川をはさんで耕地が発達し集落が開けている。また、町内には幹流重信川をはじめ、支流砥部川、小支流御坂川など数多くの中小河川がある。

地質は33パーセントを白亜紀層で占めているが、洪積層、結晶片岩など7地質に分類され、極めて変化に富んでいる。気候は四季を通じて温和で平均気温14.1度程度である。年間降雨量は平坦地で1,400～1,500ミリメートルで6月の梅雨期と9月の台風時に多い。また降雪は12月下旬ごろから山間部にみられ、平坦部にはほとんどなく、年に1～2回程度である。

土地利用の現況は総面積5,357haのうち、農用地は1,158haで、ほとんどは基幹作物である柑橘を生産しているため樹園地が多い。

人口は昭和39年頃までは減少していたが、昭和40年頃から住宅団地の建設が進み、人口が増えつつあり平成5年には20,000人を超えた。今後とも人口の増加とともに住宅化現象が進行するほか、体育レクリエーション施設、文化施設、工場、道路などの拡張及び新設などの土地利用に大きな変化が見込まれている。

本地域の土地利用の基本構想は、平坦地は住宅地域、商業地域、工業地域として利用し、丘陵地帯や山間地帯は基幹作物である果樹（柑橘、柿、梅等）の生産を行い、今後とも農地として確保を行い、うまいみかんの供給基地として発展を図る。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (平成11年)	1,158	21.6	16	0.3	3,250	60.7	166	3.1	2	0.0	765	14.3	5,357	100.0
目標	1,150	21.5	16	0.3	3,251	60.7	173	3.2	2	0.0	765	14.3	5,357	100.0
増減	△8		0		1		7		0		0			

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 1, 158haのうち、おおむね次に掲げる農用地以外の農用地約1, 103haについて農用地区域を設定する方針である。

a 集落区域内に介在する農用地。

該当集落 16 該当農用地面積 約 8 ha

b 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地

川登地区の山間部に点在する農用地約 8 ha

c その他

中心集落の整備（中小企業の誘致、住宅、公園等の建設等）に伴って拡張の対象となる

八倉、重光、拾町、高尾田、三角、原町、上原町集落周辺農用地約7ha

宮内、川井、千足集落周辺農用地約 17ha、大南集落周辺農用地約 5ha

北川毛、五本松集落周辺農用地約 6ha、岩谷口集落周辺農用地約 4ha

(イ) 現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、または隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及びおおむね次に掲げる農業用施設用地について、農用地区域を設定する方針である。

農業用施設の名称	位置（集落名）	面積	農業用施設の種類
見残養豚団地	砥部町川登見残 (千里)	12 ha	豚舎
計		12 ha	

(ウ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

当地域の山林については、農地と適するところは、既に開発されている。

したがって、現況山林、原野等について農用地区域の設定は行わない。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農地の効率的土地利用による生産性向上を図りながら、農業生産目標を達成するため、農用地及び自然的条件に基づいて、団地化を行うよう整備誘導を図る。

果樹専作農家と施設複合農家を育成するよう積極的に推進する。

単位：ha

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・原野等
	現在	将来	増減	現在	将来	増減	現在	将来	増減	現在	将来	増減	現在	将来	増減	現況
麻生地区	580	580	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	580	580	0	0
砥部地区	565	565	0	0	0	0	0	0	0	12	12	0	565	565	0	0
合計	1,145	1,145	0	0	0	0	0	0	0	12	12	0	1,145	1,145	0	0

イ 用途区分の構想

(ア) 麻生地区 (A-1～4)

当地区の果樹園は、中山間部に開けた柑橘栽培の適地である。道前道後用水で水資源は確保されているので、今後かん水施設の多目的利用を推進し、水系ごとの団地化を図る。水田については現況どおり利用する。

(イ) 砥部地区 (B-1～6)

当地区の中山間部樹園地は、柑橘栽培の適地であり将来とも樹園地として確保する。水資源は、銚子ダムによる畑地かんがい事業が完了しているため、この施設の多目的有効利用による水系ごとの団地化を図る。水田については現況どおり利用する。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 土地基盤の整備及び開発の方向

当地区内のうち将来とも利用する農地1,103haのほとんどが傾斜地帯にある。樹園地については基盤整備は順調にすすみ、近代的農業経営の方向にあるが、未整備の地域も多い。このため農用地利用計画に即した農地の集団化を図りつつ既存農用地の幹線道路舗装と園内連絡道、作業道の新設整備を行い、道路密度を1ha当たり250mの目標で進めていき労働生産性の向上を図る。

(ア) 麻生地区

当地区の樹園地は集団化され、生産基盤も確立し、意欲的な農業振興を図っているところであり、土地改良法による農地交換分合も目標に達して基盤整備、農道の改良と舗装を積極的に図る。また、農業用水の確保と安定供給を図るために現在実施している道前道後平野土地改良事業の促進を図る。

(イ) 砥部地区

当地区は、柑橘生産基盤整備は整っている。今後、多目的スプリンクラーの有効利用、農

道の新設と改良、既存農道の完全舗装、土地改良法による農地交換分合をすすめ、集団化を促進する。

2 土地基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
かんがい排水	用水改良 ポンプ一式	麻生地区	1, 608 ha (15.4)		佐古西地区
	用水改良 ポンプ一式	麻生地区	2, 103 (4.0)		道後平野2期地区
	ため池等整備1ヶ所 L=45m	麻生地区	10		金毘羅下地区
農道整備	継続 L=1, 588m	砥部地区全域	278		農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業(砥部2期地区) (松山南部)
	L=3, 370m (1, 200m)	〃	358		
	L=6, 000m	砥部地区全域	85		
	L=7, 500m	麻生地区全域	86		
	L=1, 100m	砥部町全域	50		(中山間総合整備)

注：() は砥部町分である。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

主産地形成をみている柑橘の生産振興のため、農道の整備を図るとともに近接する森林の保育・間伐施業等活発な林業生産活動を行うため、農道及び林道の一体的整備を促進する。

4 他事業との関連

該当なし

第3 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 中核的農家の農業経営の目標

農業生産の維持増進を図るためには、中核的農家を効率的かつ安定的な農業経営を営めるような新しい農家の担い手として育成確保することが必要である。このための各種の奨励指導の措置により中核的農家の経営発展を支援する。また、集团的生産活動の助長、経営管理能力の向上を図るとともに地域営農実践の先導的役割を果たすリーダー能力を付与することに努める。

	営農類型	目標規模	作目構成 (ha)	戸数 (経営体数)	流動化目標 面積
個人経営	施設ナス +温州みかん +伊予柑	樹園地 1.2 ha	施設ナス (0.2) 温州みかん (0.6) 伊予柑 (0.4)	18	2.0 ha
	施設デコポン +露地デコポン +温州みかん	樹園地 1.8 ha	施設デコポン (0.4) 露地デコポン (0.6) 温州みかん (0.8)	21	2.0 ha
	高設イチゴ +温州みかん +露地デコポン	樹園地 1.2 ha	高設イチゴ (0.2) 温州みかん (0.6) 露地デコポン (0.4)	15	2.0 ha
	ハウスみかん +温州みかん +伊予柑	樹園地 1.4 ha	ハウスみかん (0.4) 温州みかん (0.6) 伊予柑 (0.4)	15	5.0 ha

	営農類型	目標規模	作目構成 (ha)	戸数 (経営体数)	流動化目標 面積
個人 経営	ハウスみかん +温州みかん +伊予柑 +水稲	樹園地 1.4 ha 水田 0.5 ha	ハウスみかん (0.4) 温州みかん (0.6) 伊予柑 (0.4) 水稲 (0.5)	21	4.0
	温州みかん +露地デコポン +伊予柑 +キウイフルーツ	樹園地 2.6 ha	温州みかん (1.0) 露地デコポン (0.6) 伊予柑 (0.6) キウイフルーツ (0.4)	109	22.0
	柿+梅+伊予柑 +水稲	樹園地 2.5 ha 水田 0.5 ha	柿 (0.5) 梅 (1.5) 伊予柑 (0.5) 水稲 (0.5)	46	8.7
協業 経営	—	—	—	—	—

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

果樹園の荒廃防止・水田営農活性化対策に係る団地化形成に対処するため、集落に農用地利用の調整機能を持たせることが急務となっており、気運の高まった集落より順次指導を図る。また、意欲的に農業に取り組む農家へ農地利用を集積するため農地流動化のあっせん、利用権の設定及び農作業の受委託を推進する。

	農用地等の流動化	農作業の受委託	農作業の共同化	耕地利用率	裏作導入
現在(11)年	27 ha	2 ha	370 戸	75 %	5 ha
16年	30	4	370	75	7
21年	33	6	370	75	9

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

・農用地利用調整活動

農業委員会の農家基本台帳及び農家意向調査の活用により、規模の拡大希望の農家を把握し、これを支援する。

農地流動化推進員活動による農地の掘り起こしを重点的に実施し、農地移動適正化あっせん基準に基づき、これらの農家への流動化を推進する。

このほか、町、農協の広報組織及び地区長会等を通じ、啓発を続けていくとともに趣旨の徹底を図っていく。

関係台帳を整備し、自立経営農家の目標達成可能な要件を備えている農家に優先的に農地等のあっせんをする方針であるが、その対象者は、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者及び、認定志向農業者を重点的にあっせんの対象とする。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

近年のかんきつの価格低迷は、適地適作の原則を逸脱したものであるため、需要・供給の均衡を保つうえで、かんきつ栽培不適地の整理を行い果樹経営の合理化を図る必要があるため、不適地については、荒廃園防止のため植林等の措置を講じる。

第4 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

	農 業 生 産 技 術 体 系
かんきつ	<p>商品価値を高めるために、地域地帯ごとに適性品種に切り替え、老木園や系統の悪いものについて改植を進める。</p> <p>なお、肥培管理の合理化、摘果の徹底、多目的スプリンクラーを利用した共同防除の推進により品質向上対策を強力に推進する。また、高生産、高能率の経営を図るため園地の交換分合、農道及び園内連絡道、作業道の設置、機械及び施設の合理的活用により、規模拡大の方向に誘導する。</p>
落葉果樹	<p>かんきつの補完作物として、富有柿に加え刀根柿及びキウイフルーツ・梅・桃等を導入し肥培管理の合理化、園地整備を行い、生産団地形成を推進する。</p>
野菜	<p>施設野菜 土地基盤整備の整備を行い、生産団地形成を推進する。</p> <p>露地野菜 生鮮野菜を主とした生産を推進する。</p>

農業生産分担	農業生産組織	流通加工
<p>優良苗木の育成は農協の管理において生産集団が共同育苗とする。</p> <p>病虫害防除は生産集団ごとの一斉防除とする。</p>	<p>集落単位にある生産組織の育成強化を図る。</p>	<p>えひめ中央農業協同組合を中核とする集出荷場の整備と、光センサーによる品質管理、缶詰、ジュース等加工施設の整備により、流通機構改善を図る。</p>
<p>優良苗木の共同購入を推進する。</p> <p>病虫害の一斉防除を推進する。</p>	<p>砥部・宮内地区に生産組織を育成する。</p>	<p>えひめ中央農業協同組合による一元集出荷販売体制を確立する。</p>
<p>ハウス野菜と水田営農活性化計画による転作野菜の安定生産を推進する。</p>	<p>農協の野菜生産組合を育成する。</p>	<p>出荷はえひめ中央農業協同組合を通じて販売。</p>

(1) 麻生地区

ア かんきつについて

- (ア) スプリンクラーの多目的施設を樹園地全域に布設し、夏期の用水需要期に計画的に全地区にかん水、また、適期の病虫害防除・施肥を実施し、省力化に努める。
- (イ) 果樹生産量の拡大と計画出荷を図ることから、個人の貯蔵施設の完備を促し、貯蔵技術の高位平準化を図る。
- (ウ) 生産性の低い老木園を優良系統に更新し、園地若返りを行う。
- (エ) みかん・落葉果樹の低生産地園にデコポンの導入を行う。

イ 落葉果樹

- (ア) 老木園を早生品種に更新し、園地の整備を行う。
- (イ) 単軌条運搬車を導入する。

ウ 野菜

- (ア) 露地野菜はスイカ、タマネギ、キャベツを主とし、農協共販とする。
- (イ) ハウス野菜は、イチゴ、なす、きゅうり、菌床しいたけを生産し、農協施設を利用し共販する。

(2) 砥部地区

ア かんきつについて

- (ア) スプリンクラーの多目的施設を樹園地全域に布設し、夏期の用水需要期に計画的に全地区にかん水、また、適期の病害虫防除・施肥を実施し、省力化に努める。
- (イ) 果樹生産量の拡大と計画出荷を図ることから、個人の貯蔵施設の完備を促し、貯蔵技術の高位平準化を図る。
- (ウ) 生産性の低い老木園を優良系統に更新し、園地若返りを行う。
- (エ) みかん・落葉果樹の低生産地園にデコポンの導入を行う。

イ 落葉果樹

- (ア) 柿の老木樹を早生品種に更新し、園地の整備を行う。
- (イ) 単軌条運搬車を導入する。
- (ウ) みかんの低産地園には施設桃の導入を図る。

ウ 野菜

- (ア) 露地野菜はスイカ、タマネギ、キャベツを主とし、農協共販とする。
- (イ) ハウス野菜は、イチゴ、なす、きゅうり、菌床しいたけを生産し、農協施設を利用し共販する。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

農業経営の合理化・農業構造の改善による農業生産力の増強と対応し、農業従事者の他産業への就業を促進し、農家所得の安定・向上と農村定住の促進を図る。 (単位：人)

区 分		従 業 地								
I	II	市 町 村 内			市 町 村 外			合 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒 常 的 勤 務	建 設 業	64	5	69	43	3	46	107	8	115
	製 造 業	70	61	131	47	41	88	117	102	219
	卸・小売業	93	58	151	63	39	102	156	97	253
	サービス業	64	57	121	42	37	79	106	94	200
計		291	181	472	195	120	315	486	301	787
自 営 兼 業	建 設 業	20	2	22	1	0	1	21	2	23
	製 造 業	24	16	40	1	2	3	25	18	43
	卸・小売業	30	16	46	1	2	3	31	18	49
	サービス業	19	14	33	1	0	1	20	14	34
計		93	48	141	4	4	8	97	52	149
日 雇 ・ 臨 時 雇	建 設 業	27	2	29	10	0	10	37	2	39
	製 造 業	40	17	57	10	5	15	50	22	72
	卸・小売業	36	17	53	14	5	19	50	22	72
	サービス業	31	17	48	10	8	18	41	25	66
計		134	53	187	44	18	62	178	71	249

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業従事者の就業意向等の調査を行い、併せて就業相談活動を行う。

地域農林水産物及びその他の地域資源の活用による地場産業への就業機会の確保を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設整備の目標

地域農業の近代化はまず健康で文化的な生活環境であるので、生活環境づくりを促進するとともに・明るい住みよい農業地域の建設を促進する。

(1) 社会福祉施設の整備

該当なし

2 生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置及び規模	対図番号	備考
該当なし			

3 森林の整備その他林業の振興との関連

快適な地域環境を形成するため生活環境施設整備を進める上で、林産物の積極的な有効利用により林業の振興を図ることにより、林業従事者の生活の向上を図る。

4 その他施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第7 附図

別添

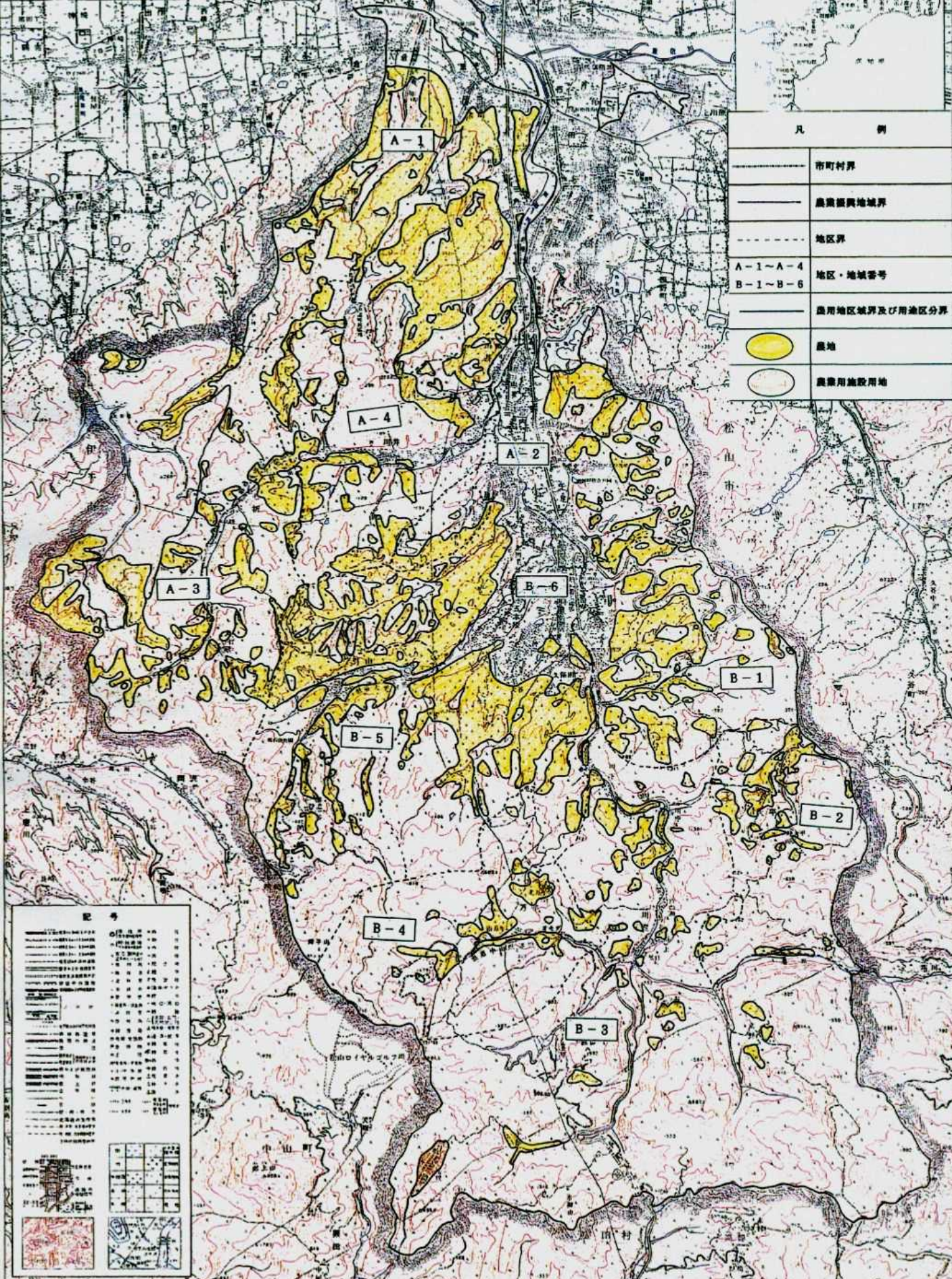
1. 附図1号 土地利用計画図

砥部町

美濃県地図



凡 例	
	市町村界
	農業振興地域界
	地区界
A-1~A-4 B-1~B-6	地区・地域番号
	農用地区域界及び用途区分界
	農地
	農業用施設用地



記号	
	道路
	鉄道
	河川
	等高線
	境界線
	建物
	森林
	農地
	農業用施設用地
	道路交点
	河川交点
	山頂
	水塔
	電柱
	電柱
	排水溝
	塀
	境界標
	道路名
	河川名
	地名
	標高
	傾斜
	面積
	距離
	縮尺
	投影
	基準
	投影
	基準